
令和2年大和町議会11月随時会議会議録

令和2年11月24日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	穴戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	教 育 長	上 野 忠 弘 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	総 務 課 長	千 坂 俊 範 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時29分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、こんにちは。

会議の前に、申し上げます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の集団発生を防止するため、会議の時間については30分を目安に休憩を10分間入れ、休憩中は議場の両扉を開き換気を行います。議員及び執行部におきましても、会議中のマスクの着用をお願いします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから令和2年大和町議会11月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番門間浩宇君及び13番藤巻博史君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

日程第3「議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、議案書の1ページをお開き願います。

議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例の改正の趣旨といたしましては、令和2年度人事院勧告に準じまして、期末手当の支給割合を0.05月分引き下げの内容となっております。

第1条につきましては、第3条第4項中、100分の170を100分の165に改めまして、100分の5引き下げのものとございます。

令和2年12月に支給する期末手当で、勧告の引下げ分を措置する内容でございます。

第2条につきましては、第3条第4項中、100分の165を100分の167.5に改めるものとございます。

こちらは、令和3年6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を、引下げ分の0.05が均等となるように改めるものとございます。

附則につきましては、施行日の規定でございます。

公布の日から施行するものとございますが、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものとございます。

なお、議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例を併せて改正するのが通例ではございますが、今回は議会からの申入れによりまして、提出いたしませんでしたことを申し添えさせていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、議案第82号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。お座り下さい。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例」

議 長 （高平聡雄君）

日程第4、議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは、引き続きご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正の趣旨は、議案第82号と同様でございます。令和2年度人事院勧告に準じまして、職員の期末手当の支給割合を0.05月引き下げるものでございます。

第1条につきましては、第22条第2項及び第3項中、100分の130を100分の125に改め、0.05月分を引き下げるものでございます。

令和2年12月に支給する期末手当を、引下げ分を措置するものでございます。

第2条につきましては、第22条第2項及び第3項中、100分の25を100分の127.5に改めるものでございます。

令和3年6月及び12月に支給する期末手当の支給割合を、0.05の引下げ分が均等となるように措置するものでございます。

3ページをお願いいたします。

附則につきましては、施行期日の規定でございます。

公布の日から施行いたしますが、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する

ものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

以上で、議案第83号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。7番馬場良勝君。

7番 (馬場良勝君)

ちょっと1点だけ確認なんですけど、下の第2条のほうで、100分の125から100分の127.5になっていますよね。その下の172.5というのは、変更がないという理解でいいのかなどか。

数字的なものだとは思いますが、ちょっと整理ができないので、教えてくださいいただけますか。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

ただいまご質問の第3項の部分につきましては、再任用職員の規定でございますが、一般職員と同じ扱いをする際に、割合だけ再任用職員の率が低い率になっているんですけれども、こちらで規定してございますが、それにつきましての変更はございません。

以上でございます。

議長 (高平聡雄君)

ほかにありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年大和町議会11月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時38分 散 会